

嘉麻市地域公共交通計画 別冊の変更について

令和7年5月29日

嘉麻市 交通政策課

1 嘉麻市地域公共交通計画別冊について

1. 策定及び変更の経緯

国の補助制度である「地域公共交通確保維持改善事業」の経過措置が令和6年度事業（R5.10.1～R6.9.30）で終了した。令和7年度の事業において引き続き補助を受けるためには、現在の嘉麻市地域公共交通計画では不足する事項を計画に位置づける必要があるため令和6年5月に嘉麻市地域公共交通計画の別冊として策定。

今回、昨年策定した内容から運行系統等に変更が生じたため、別冊の変更をするもの。

2. 策定の時期

本日の交通会議で議決後、6月末〆切であるフィーダー補助（資料4）の申請に合わせて国に提出する。